

連載「ASBJの最近の会計基準等作成状況」の11月度新規掲載項目

新日本監査法人
調査研究部トピックス

ASBJ(企業会計基準委員会)は、財団法人財務会計基準機構(FASF)において、会計基準の開発、審議、国際的な会計基準の整備への貢献などを直接担当する中核機関です。

2005年11月末現在の作成状況は、11月29日に確定・公表された「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号)および12月9日に確定・公表された「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)・「同適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)について記載しています。

さらに、関連するほかの会計基準等の承認公表を前提として、12月9日に仮公表が承認された会計基準等についても記載しています。

なお、仮公表が承認された会計基準等は以下のとおりです。

仮公表が承認された会計基準等
・「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」・「同適用指針」
・「株主資本等変動計算書に関する会計基準」・「同適用指針」
・「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」

上記のほかに、四半期会計基準専門委員会での議論の中で意見が分かれている主な論点、四半期特有の会計処理に関する主な論点および「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理(案)」の文案の検討状況などについても記載しています。

なお、四半期会計基準等については、IASBとのコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの第一フェーズの検討テーマとなっています(共同プロジェクトの進め方の合意内容については、「ASBJ」の最近の会計基準等作成状況(平成17年8月末現在)をご参照ください)。

記載内容のうち、意見にわたる部分は執筆者の個人的見解であり、新日本監査法人の公式見解と異なる場合があることをお断りします。

会社法対応専門委員会

会社法施行に伴う会計基準への影響が検討されており、すでに以下の公開草案が公表されています。

公表日付	公開草案の名称
平成17年8月10日	「自己株式及び準備金の額の減少に関する会計基準(案)」 「同適用指針(案)」

8月30日	「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準(案)」、 「同適用指針(案)」
9月7日	「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)」
9月22日	「1株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」、 「同適用指針(案)」
10月19日	「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」 「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」
10月19日	「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(案)」

- ・「自己株式及び準備金の額の減少に関する会計基準(案)」、
「同適用指針(案)」()に寄せられたコメントの紹介とその対応案について説明が行われました。
- ・「株主資本等変動計算書に関する会計基準(案)」、
「同適用指針(案)」()の文案について、修正点を中心に説明審議が行われました(第94回(次回)企業会計基準委員会での公表に向けた議決が見込まれています)。

公開草案と仮公表が承認された会計基準等との主な変更点は以下のとおりです。

(主な変更点)

- ・会計基準の名称が、公開草案公表時の「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準(案)」から、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」に変更されています。
- ・「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」において、利益剰余金の内訳科目が公開草案公表時から変更されたことに伴い、株主資本等変動計算書の利益剰余金の表示区分の内訳が変更されています。変更点は下図のとおりです。

【株主資本等変動計算書】

変更前						変更後			
利益剰余金						利益剰余金			
利益	任意積立金等			その他	利益	利益	その他利益剰余金		利益
準備金	××	圧縮	任意	利益	剰余金	××	繰越利益	剰余金	剰余金
	積立	積立	積立金	剰余金	合計	積立金	剰余金		合計
	金	金	等合計						

- ・「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)」()に寄せられたコメントへの対応案を文案に反映させた形で変更点を中心に説明され、審議が行われました(第94回(次回)企業会計基準委員会での公表に向けた議決が見込まれています)。

()については、平成17年12月2日の第94回企業会計基準委員会において、公表が承認されていますが、この中には、近々、決議および公表を予定しているほかの会計基準等にかかわる記述が含まれています。従って、前述の会計基準等にかかわる公表の承認が

された段階で正式に公表される見込みです。

さらに、有限責任事業組合および合同会社に対する出資者側の会計処理については、年内に実務対応報告が公表される見込みです。

なお、平成17年11月29日に「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号)が確定・公表されました。

また、上記 および は平成18年1月、 は平成17年12月に会計基準等最終公表物が公表される見込みです。

上表の公開草案と「役員賞与に関する会計基準」の概要および主な論点については、当法人のホームページ[企業会計]をご参照ください。

貸借対照表表示検討専門委員会

貸借対照表表示については、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」(企業会計基準公開草案第6号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(案)」(企業会計基準適用指針公開草案第9号)について、専門委員会での検討状況を踏まえながら、公開草案からの変更点を中心に説明がされて審議が行われました。

なお、平成17年12月9日に「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)が確定・公表されました。

公開草案と上記会計基準および適用指針との主な変更点は以下のとおりです。

(主な変更点)

適用時期、個別貸借対照表における利益剰余金の区分および新株式申込証拠金と自己株式申込証拠金について変更などが行われました。

変更前	変更後
平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用する。ただし、会社法の施行がこの時期と異なる場合には、当該施行時期を考慮することが考えられる。	会社法施行日以後終了する中間連結会計期間および中間会計期間に係る中間連結財務諸表および中間財務諸表ならびに連結会計年度および事業年度に係る連結財務諸表および財務諸表から適用する。
利益準備金、任意積立金等およびその他利益剰余金に区分する。	利益準備金およびその他利益剰余金に区分した上で、その他利益剰余金の内、株主総会または取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目をもって表示し、それ以外については繰越利益剰余金にて表示する。

	純資産の部の「株主資本」の内訳として、新株式申込証拠金(資本金の次)と自己株式申込証拠金(自己株式の次)が追加された。
--	---

四半期会計基準専門委員会

「四半期会計基準」については、テーマ協議会から中長期的検討テーマとして提言を受けています。また、上場会社における四半期財務情報の開示の定着に加え、平成17年6月28日の金融審議会金融分科会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告「今後の開示制度のあり方について」において、「四半期開示のあり方」について一定の方向性が示されています。

以上を踏まえて、四半期会計基準専門委員会において、四半期財務諸表の作成基準等の具体的な検討が行われています。

専門委員会での議論の中で意見が分かれている主な論点と四半期特有の会計処理に関する主な論点について審議が行われました。項目および主な論点は以下のとおりです。

項目	論点
退職給付引当金	・簡便法の適用はどのように取り扱うのか。 ・数理計算上の差異や過去勤務債務の償却は四半期においてどのように行うのか。
賞与引当金	前年度実績、給与のベースアップの状況などを総合的に勘案して、翌四半期以降に支給されると合理的に見込まれる額のうち、当四半期に帰属すると見込まれる額を引当金に計上することでよいのか。
役員賞与引当金	当該四半期会計期間を含む年度の役員賞与の額を合理的に見積もることができる場合は、各四半期末において負担すべき額を計上することでよいのか。
特別損益項目	特別損益項目への計上に当たっての判断は、年度財務諸表との整合性を意識する形で行うべきか。
法人税等 (税効果会計を含む)	・法人税等の計算方法については、現行の中間財務諸表作成基準での取り扱いと同様でよいのか。 ・繰延税金資産の回収可能性の判断はどのように行うべきか。
外貨建取引および 外貨換算	・年度・中間と同じ原則で外貨建債権・債務の換算換えを行うことでよいのか。 ・在外子会社の損益計算書の換算において、適切な3カ月情報を開示するため、期中平均レートは月または四半期を

	算定期間とするものに限定すべきか。
1株当たり当期純利益	累計ベースに加え、3カ月ベースの情報を開示するかどうかについては、損益計算書に合わせる形で開示することによいか。
四半期連結キャッシュ・フロー計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・中間連結キャッシュ・フロー計算書に準じて作成し、利害関係者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができることによいか。 ・注記情報についても、現行の中間連結キャッシュ・フロー計算書での取り扱いと同様によいか。
連結固有の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・連結会社間取引の相殺消去や決算日が異なる場合の取り扱いについては、現行の中間連結財務諸表作成基準での取り扱いと同様によいか。 ・子会社等を四半期中に取得、売却した場合、「みなし取得日又はみなし売却日」は、取得日・売却日のいずれか近い四半期期首・四半期期末とみなすことによいか。
企業結合・事業分離	企業結合・事業分離が行われた場合、会計処理上の取り扱いや注記情報については、適時な開示を考慮してどのような対応が必要か。

専門委員会において「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理(案)」の文案の検討が行われました。主要論点と主な内容は以下のとおりです。

論点	内容
四半期財務諸表の性格	実績主義を基本とすることによいか。
四半期財務諸表の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期財務諸表は、金融審議会報告書で示された連結ベースを基本とした四半期貸借対照表、四半期損益計算書および四半期キャッシュ・フロー計算書によいか。 ・株主資本等の変動に関する情報は、重要な変動があった場合にその内容について注記情報として開示を求めることによいか。
四半期損益計算書関係の情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期損益計算書関係の情報は、財務諸表利用者の情報ニーズを踏まえて、期首から当該四半期会計期間末までの累積情報に加え、当該四半期会計期間の3カ月情報の開示も求めることとするかどうか。 ・四半期決算手続きについて、四半期会計期間を一会計期間とした「四半期単位積上げ方式」を基本としつつ、「累積

	差額方式」も一定の要件を設けた上で容認することが考えられるかどうか。
四半期特有の会計処理	「実績主義」の例外的処理として、原価差額の繰延処理と後入先出法の売上原価修正を「四半期特有の会計処理」として認めることでよいか。
開示の適時性や迅速性のための簡便的な会計処理	開示の適時性や迅速性の観点から、財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲内で、どのような簡便的な会計処理が認められるべきか。
第2四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合などの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・年度と四半期および四半期相互間の会計方針の首尾一貫性を確保する観点から、会計方針の変更(表示区分の変更を含む)は原則として、第1四半期に行うべきである。 ・第2四半期以降に正当な理由により自発的な会計方針の変更をする場合には、四半期財務諸表を遡及(そきゅう)して再表示するのか、それとも変更の影響に関する注記でよいか。
注記情報	直前の年度財務諸表等の注記項目で重要な変動がないものは、一部の項目を除き、記載を省略できることとし、企業の財政状態や経営成績を理解する上で重要な事項に限定して開示を求めていくことでよいか。

なお、「会計基準」、「適用指針」の論点整理または公開草案および「会計基準」、「適用指針」の公表時期は、以下のとおりです。

「会計基準」の論点整理 または公開草案	平成17年12月下旬に公表される見込みです。
「適用指針」の論点整理 または公開草案	平成18年第1四半期に公表される見込みです。
「会計基準」および 「適用指針」の公表	平成18年半ばに公表される見込みです。

企業結合・事業分離専門委員会

すでに公表されている「事業分離等に関する会計基準(案)」、「企業会計基準公開草案第5号」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」、「企業会計基準適用指針公開草案第8号」、「会計基準」等の確定・公表および適用開始時期については、「ASBJ」の最近の会計基準等作成状況(平成17年8月末現在)」をご参照ください。

また、上記「事業分離等に関する会計基準(案)」および「適用指針修正案(事業分離関係)」に基づき、今後公表が予定されている会計基準および会計基準適用指針のうち事業分離に係る部分の文案の状況について、説明後、審議が行われました。

なお、「**事業分離等に関する会計基準**」および「**同適用指針**」については、公表のための決議が12月20日に予定されています。

上記公開草案の概要および主な論点については、当法人のホームページ[企業会計]をご参照ください。

在外子会社の会計基準の統一(実務対応専門委員会)

在外子会社の会計基準の統一(実務対応専門委員会)については、新たに議事録などの公表がないため、記載を省略しています。

なお、実務対応専門委員会での検討の結果、平成17年11月11日に「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(実務対応報告公開草案第18号)が公表されています。

また、平成18年第1四半期に実務対応報告が公表され、その適用時期は、平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用される見込みです。さらに、平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について早期適用ができる見込みです。

上記公開草案の概要および主な論点については、当法人のホームページ[企業会計]をご参照ください。

関連当事者開示検討専門委員会

関連当事者開示専門委員会については、新たに議事録などの公表がないため、記載を省略しています。

なお、平成18年初めごろに、**会計基準(案)等の公開草案が公表される見込みです。**

ソフトウェア取引等収益検討専門委員会

ソフトウェア取引等収益検討専門委員会については、新たに議事録などの公表がないため、記載を省略しています。

なお、平成18年3月ごろに「**実務対応報告**」を確定し、**同年4月1日以後開始する事業年度から適用(早期適用あり)**することが見込まれています。

リース会計専門委員会

リース会計については、新たに議事録などの公表がないため、記載を省略しています。

棚卸資産専門委員会

棚卸資産については、新たに議事録などの公表がないため、記載を省略しています。

なお、すでに公表されている「**棚卸資産の評価基準に関する論点の整理**」の概要および主な論点については、当法人のホームページ[企業会計]をご参照ください。

また、「公開草案」、「会計基準」等の公表および「会計基準」等の適用開始時期については、連載「ASB」の最近の会計基準等作成状況の9月度新規掲載項目」をご参照ください。

ストック・オプション等専門委員会

ストック・オプション等については、新たに議事録などの公表がないため、記載を省略しています。

なお、ストック・オプション等については平成17年12月に会計基準等最終公表物が公表される見込みです。

すでに公表されている「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」、「同適用指針(案)」の概要および主な論点については、当法人のホームページ[企業会計]をご参照ください。

退職給付専門委員会

退職給付については、新たに議事録などの公表がないため記載を省略しています。

なお、ASB議事概要および専門委員会議事要旨の詳細については、下記のASBホームページおよび会員サイトをご参照ください。

<http://www.asb.or.jp/>